

認定こども園 下門前保育園 重要事項説明書

◇認定こども園 下門前保育園（以下「当園」という）の概要は、次のとおりです。

届出名	認定こども園 下門前保育園	事業者名	社会福祉法人上越妙高福祉会
所在地	上越市下門前 1930 番地	事業分類	保育所型認定こども園
開園年月日	平成 27 年 4 月 1 日	保育種類	保育・休日保育
電話番号	025 (543) 3133	利用定員	100 名
開園日	365 日（休日、祭日、年末年始は休日一時保育で開園）		
保育時間	7:00~19:00（延長保育を含んだ保育時間）		
職員概要（人）	園長 1 保育職員 23 看護師 1 調理員 2 事務員他 4		
施設の概要	敷地全体：3199.61 m ² 園舎：696.57 m ² （木造平屋建て）		
設備概要（室）	乳児室 1 ほふく室 4 保育室 5 遊戯室 1 調理室 1 他		

《施設の目的》

当園は、運営方針に基づき、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。

《運営方針》

- （1）当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての園児が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- （2）当園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めます。
- （3）当園は、園児の属する家庭や地域との結び付きを重視した運営を行い、教育機関・市町村等関係機関との密接な連携に努めます。
- （4）当園は、園児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員の研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

《提供するサービスの内容》

当園が、利用者に提供するサービスの概要は、次のとおりです。

（1）特定教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(2) 子育て支援の内容

当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものです。また、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めます。

(3) 保育時間の提供は、次のとおりです。

一日の流れ		7:00	8:00	8:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	16:30	17:00	18:00	19:00
1号	3～5歳児	早朝保育		教育時間（1～2号合同・保育活動も有ります）					選択活動		延長保育				
2号	3～5歳児	早朝保育	保育時間	教育時間（1～2号合同・保育活動も有ります）					保育時間		延長保育				
3号	0～2歳児	早朝保育	保育時間（教育活動も有ります）								延長保育				

(4) 食事、園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

区分	午前間食	昼食	午後間食
3歳未満児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
3歳以上児	-	12時頃	15時頃

《担当職員》

管理者（園長） 氏名 塚野 智子 連絡先 025-543-3133

相談や苦情、連絡したい事がある場合は園長・主任・担任保育士にお願いします。

《利用定員》

令和7年度定員 100人

利用人数内訳 1号認定…6人 2号認定…48人 3号認定…46人

《利用料金の利用者負担（保育料等）》

保育料は上越市の基準により決定されます。

- (1) 3歳以上児及び市民税・県民税非課税所帯の3才児未満児は保育料が無料です。
- (2) 保育料以外に、教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金を戴きます。
(個人使用の各種教材代・用品代、延長保育利用料、休日保育利用料、保護者会費等)
- (3) 給食費（副食・おやつ代を含む）3歳以上児1日275円、食した実費を戴きます。
また、主食代1食60円、1ヶ月1,000円を希望者に提供します。
- (4) 支払方法は、いずれの場合も指定口座より翌月の15日に引落しをさせていただきます。

《利用の終了に関する事項》

当園は、以下の場合に該当する際は、教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児の保護者が、児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める要件に該当しなくなった時。
- (2) 支給認定保護者からこども園利用の取り消しの申し出があった時。

- (3) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めた時。
 (4) その他、利用の継続について重大な支障（契約の解除含む）又は、困難が生じた時。

《嘱託医》保育園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

内科	長谷川医院	歯科	平野歯科医院（R7 度～） 2 年毎に変わります。
----	-------	----	------------------------------

《緊急時・事故発生時の対応》

特定教育・保育の提供中に容態の変化等があった場合は、別途提出戴いた主治医・保護者等の緊急連絡表を基に、運営規定に定められた緊急時の対応手順で速やかに必要な措置を講じます。

(1) 園内での事故発生時の対応については、次の手順で行います。

- ①あわてずに、園児の様子を確認します。
- ②他の職員にも異常を知らせ、園長又は、看護師と連携をとり適切な処置を行います。
- ③救急（119 番）に連絡。様子、状態、園児の氏名、生年月日、年齢等を伝えます。
- ④救急車が到着するまで適切な処置に努めます。
- ⑤救急車到着後園長・看護師は保護者等に電話を入れ状況説明と搬送先の病院名を伝えます。

《要望・苦情等に関する相談窓口》

要望・苦情等に係る窓口は以下の通りです。

相談窓口	・窓口担当者 主任保育士 野澤 典子 ・基本対応時間 9：00～17：00 * 担当者が不在の場合は、保育園職員まで申し出ください。
苦情解決責任者	園長（管理者）塚野 智子 025（543）3133
第三者委員	長野 重夫（法人監事）025（544）0085 飯塚 良子（法人監事）025（525）5268

《非常災害時の対策》

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。				
避難・消火訓練	避難及び、消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。				
第一避難所	遊戯室	第二避難所	駐車場	第三避難所	リージョンプラザ上越

《賠償責任保険の加入》

保険の種類	園賠償責任保険
保険の内容	傷害補償+0-157 等特定感染応補償
保険金額	1 事故につき最大 10 億円 1 名につき最大 10 億円
契約保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

《保育園におけるその他の留意事項》

延長保育帯の事前確認	早朝 7：00～8：30 及び、18：00～19：00 の利用は、事前の相互確認が必要です。
喫 煙	保育園の敷地内（駐車場も含む）は、すべて禁煙です。
宗教/政治/営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び、営利活動はご遠慮ください。
新潟県暴力団排除条例	こども園運営から影響排除と適切な運営確保を図るものとします。
そ の 他	高額金品の持込み及び、職員等への贈り物、飲食物の提供は、お断りします。

(サービスの提供に先立って上記のとおり説明します)

説明同意日 令和 年 月 日

事業者名	社会福祉法人上越妙高福祉会
代表者名	理事長 飛田 泰二
事業所所在地	上越市下門前 1930 番地
事業所名	認定こども園 下門前保育園
説明者氏名	塚野 智子

(上記の内容について説明を受け、同意しました)

本契約同意の証として本重要事項説明書を2通作成し、事業者記名、利用者及び、事業所説明者の署名の上、利用者に交付し、それぞれ1通ずつ保有します。

利用者（保護者）ご住所	_____
利用者（保護者）お名前	_____
利用者（園児）お名前	_____

《別途、追記事項欄》